

平成 2 8 年 6 月 1 4 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書

(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第15号	専決処分事項の報告について	1
議案第71号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例	3
議案第72号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第73号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙におけ る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等 の一部を改正する条例	7
議案第76号	工事請負契約の締結について	9
議案第77号	工事請負契約の締結について	11
議案第78号	工事委託契約の締結について	13
議案第79号	工事委託契約の締結について	15
議案第80号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	17

(報告第15号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

平成28年2月5日廿日市市消防団宮島分団の団員が、消防訓練現場に向かうため、消防車で廿日市市宮島町地内の市道久保2号線を進行中、同車に積載してある折りたたみはしごが道路沿いの店舗の軒先テントに接触し、同テントに損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 427,680円

債 権 者 廿日市市宮島町112番地

合同会社 平野屋

代表社員 平 野 文 子

3 専決処分年月日

平成28年5月30日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第71号)

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

(子育て支援課)

1 改正の理由

留守家庭児童会事業の実施時間を延長するに当たり、当該事業を延長して利用するための申込方法、利用料の額等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 延長利用の申込み

留守家庭児童会事業を延長して利用する児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に利用の申込みを行い、承認を受けなければならないものとする。

(2) 延長利用料の納付

(1)の承認を受けた保護者は、延長利用料として、児童1人につき月額600円を、市長が指定する日までに納付しなければならないものとする。

(3) 延長利用料の減免

市長は、保護者の経済的事情その他の特別の理由により必要があると認めるときは、延長利用料の全部又は一部を減免することができるものとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成28年10月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令

に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(議案第72号)

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子育て支援課)

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所の設備基準を改正するとともに、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置基準の特例を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 建築基準法施行令の一部が改正され、特別避難階段の構造を国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとするなどが認められたことに伴い、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所における避難用階段の設備基準を見直す。

(2) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「事業所等」という。）における保育士の配置基準について、次のとおり特例を設ける。

ア 事業所等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の合計数が1となるときは、当分の間、保育士の配置基準を1人以上とすることができることとする。ただし、配置される保育士の数が1人のときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を配置しなければならないこととする。

イ 保育士の数の算定については、当分の間、事業所等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数の3分の1を超えない範囲内で、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとする。

ウ 1日につき8時間を超えて開所する事業所等において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該事業所等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、各時間帯に必要な保育士の数の3分の1を超えない範囲内で、保育士とみなして配置することができることとする。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(議案第73号)

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用
自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(選挙管理委員会)

1 提案の要旨

公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費などに係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用などに係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げようとするものである。

- (1) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額

契約の相手方	契約の区分	金額 (1日当たり)	
		現 行	改 正 案
一般乗用旅客自動車運送事業者	選挙運動用自動車の運送	35,150円	35,860円
その他の者	選挙運動用自動車の借入れ	15,300円	15,800円
	選挙運動用自動車の燃料の供給	7,350円	7,560円

- (2) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額

区 分	現 行	改 正 案
印刷費(1枚当たり)	510円48銭	525円6銭
企 画 費	150,937円50銭	155,250円

- (3) 廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額

区 分	現 行	改 正 案
-----	-----	-------

作成単価（1枚当たり）	7円30銭	7円51銭
-------------	-------	-------

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

公職選挙法

第141条

- ⑧ 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車の使用について、無料とすることができる。

第142条

- ⑩ 都道府県知事選挙については都道府県は、市長選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号、第5号及び第6号のビラの作成について、無料とすることができる。

第143条

- ⑮ 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

(議案第76号)

工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提案の要旨

廿日市市平良二丁目7番6号において施工する平良市民センター耐震改修・リニューアル工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

3階建て

延べ面積 962.08平方メートル

(2) 請負金額 170,640,000円

(3) 請負者 廿日市市大野4447番地13

有田建設株式会社

代表取締役 有田智実

(4) 工期 議決の日の翌日から

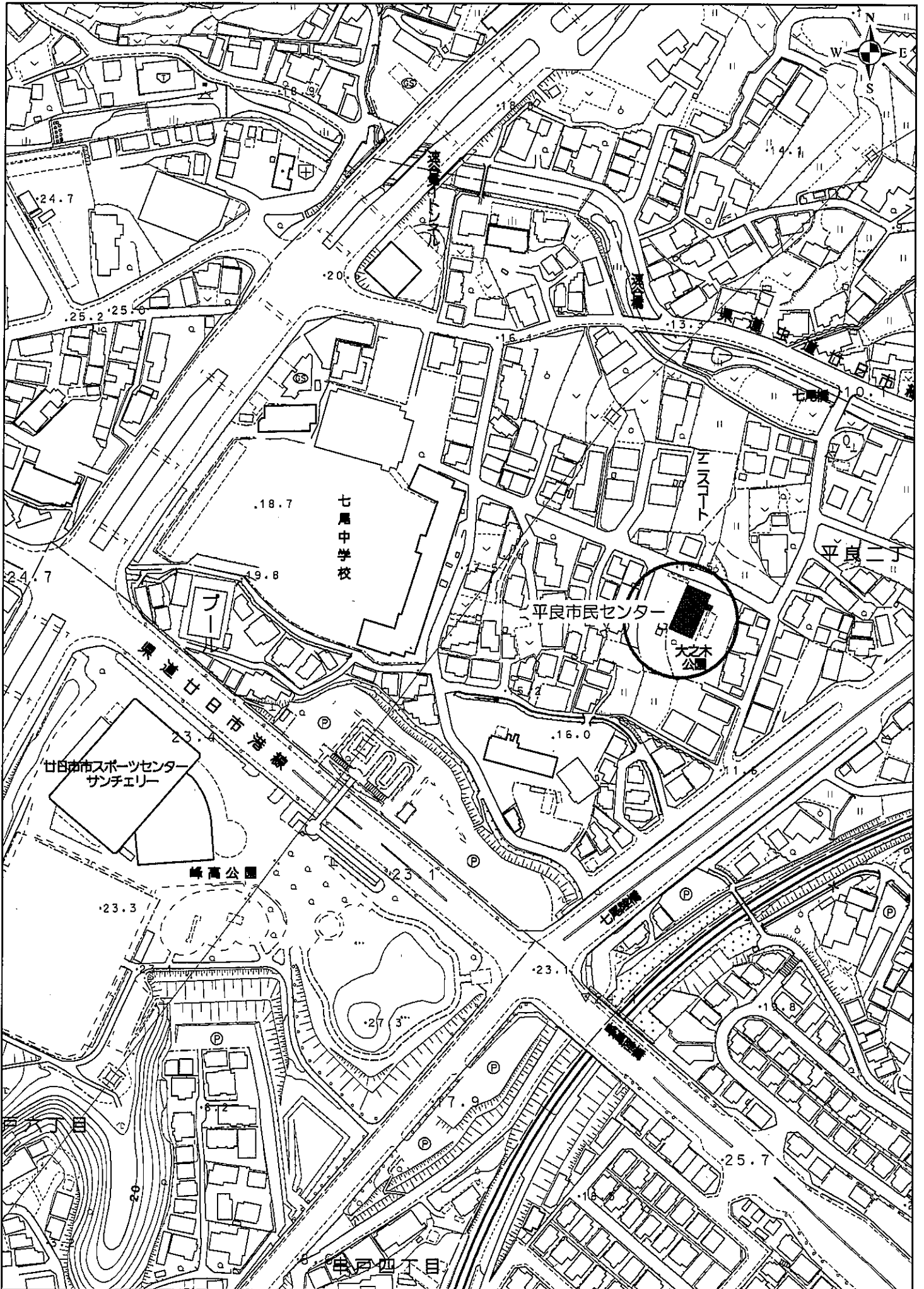
平成29年2月24日まで

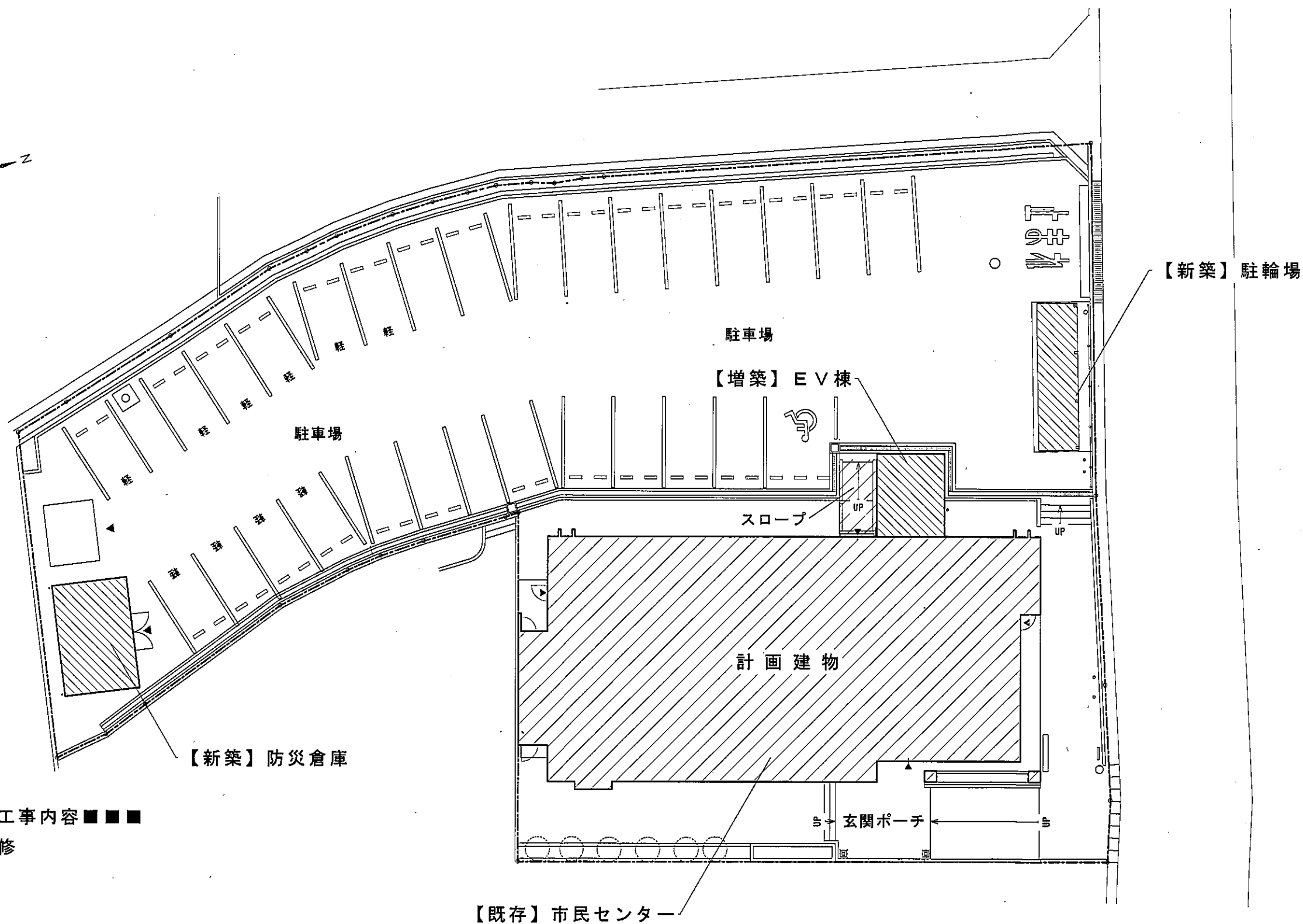
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図



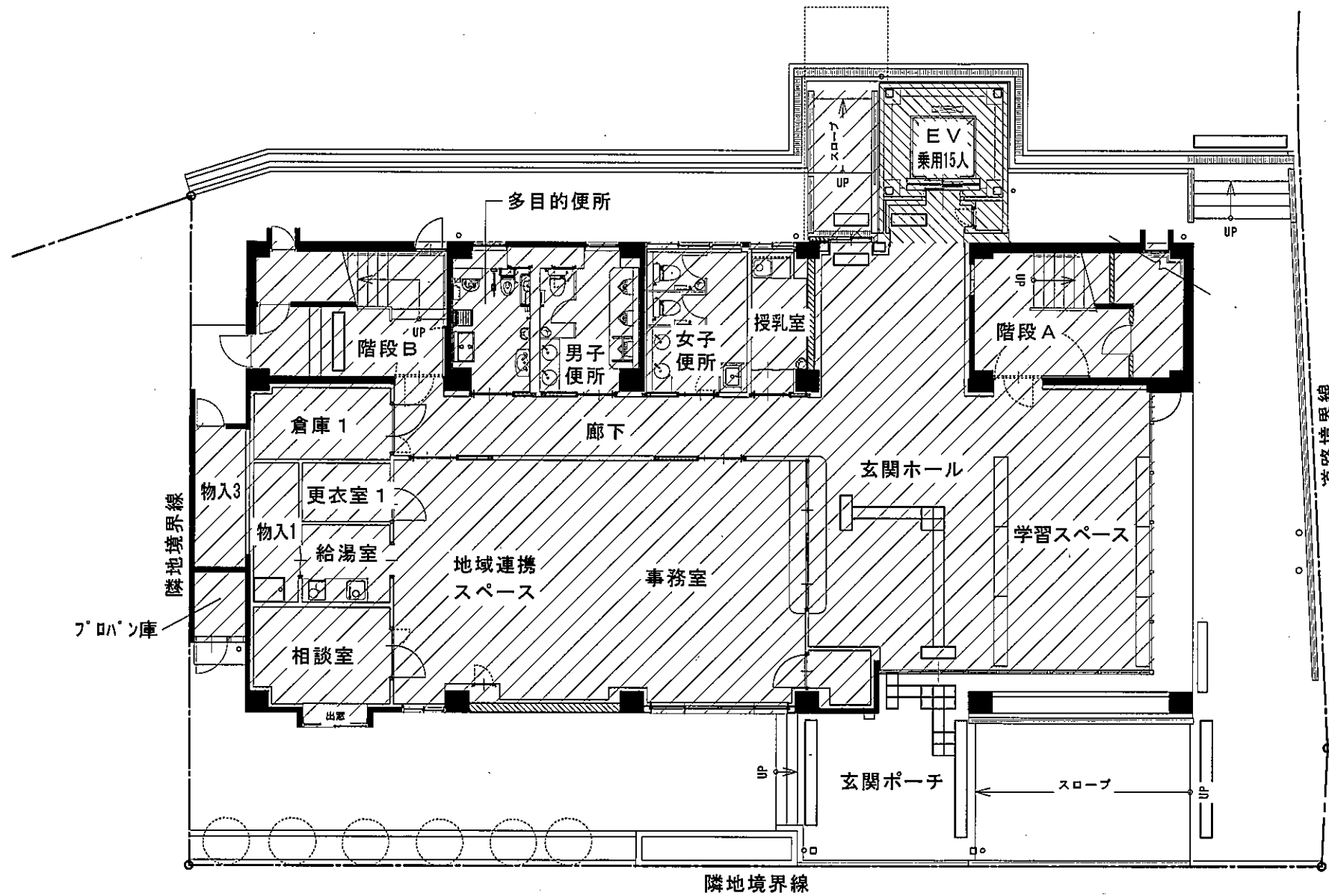


■ ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■

- ・ 既存市民センターの改修
- ・ エレベーター棟増築
- ・ 防災倉庫新築
- ・ 駐輪場新築
- ・ 玄関ポーチ改修
- ・ 駐車場側スロープ新設
- ・ 駐車場整備 (アスファルト舗装)

— 凡例 —

- 耐震改修・リニューアル工事部分を示す。
- 新築・増築工事部分を示す。

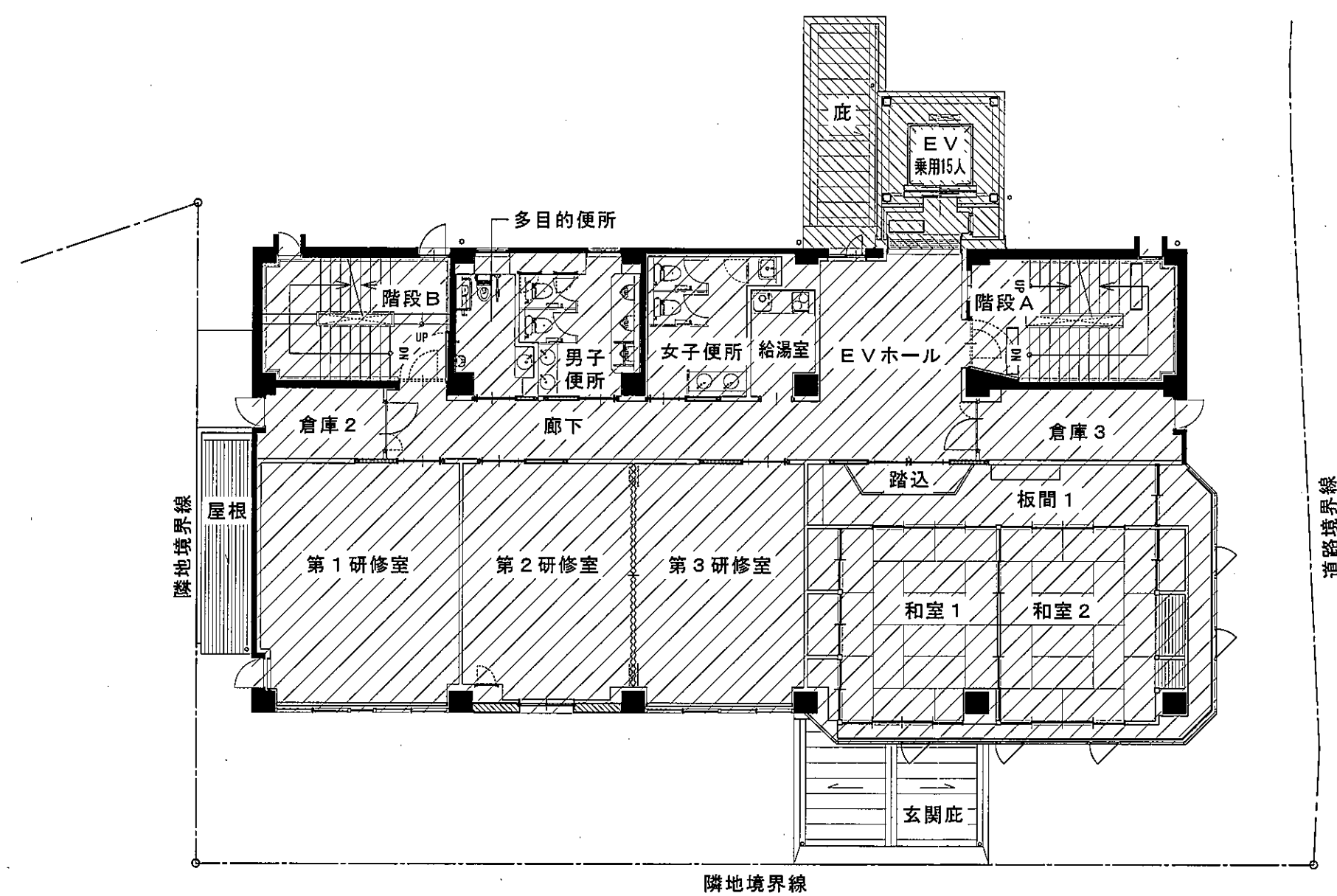


- ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■
- ・エレベーター棟増築
 - ・駐車場側出入口新設
 - ・多目的便所新設
 - ・男子便所、女子便所改修
 - ・授乳室新設
 - ・事務室兼地域連携スペース、給湯室、更衣室新設
 - ・相談室新設
 - ・学習スペース新設
 - ・各部屋の床、壁及び天井の改修

－ 凡例 －

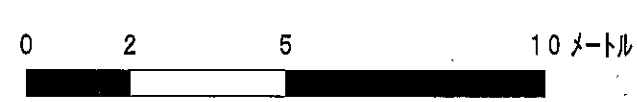
- ■ ■ 耐震改修工事部分を示す。
- ▨ ▨ ▨ リニューアル工事部分を示す。
- ▨ ▨ ▨ 新築・増築工事部分を示す。

平良市民センター耐震改修・リニューアル工事
1階平面図

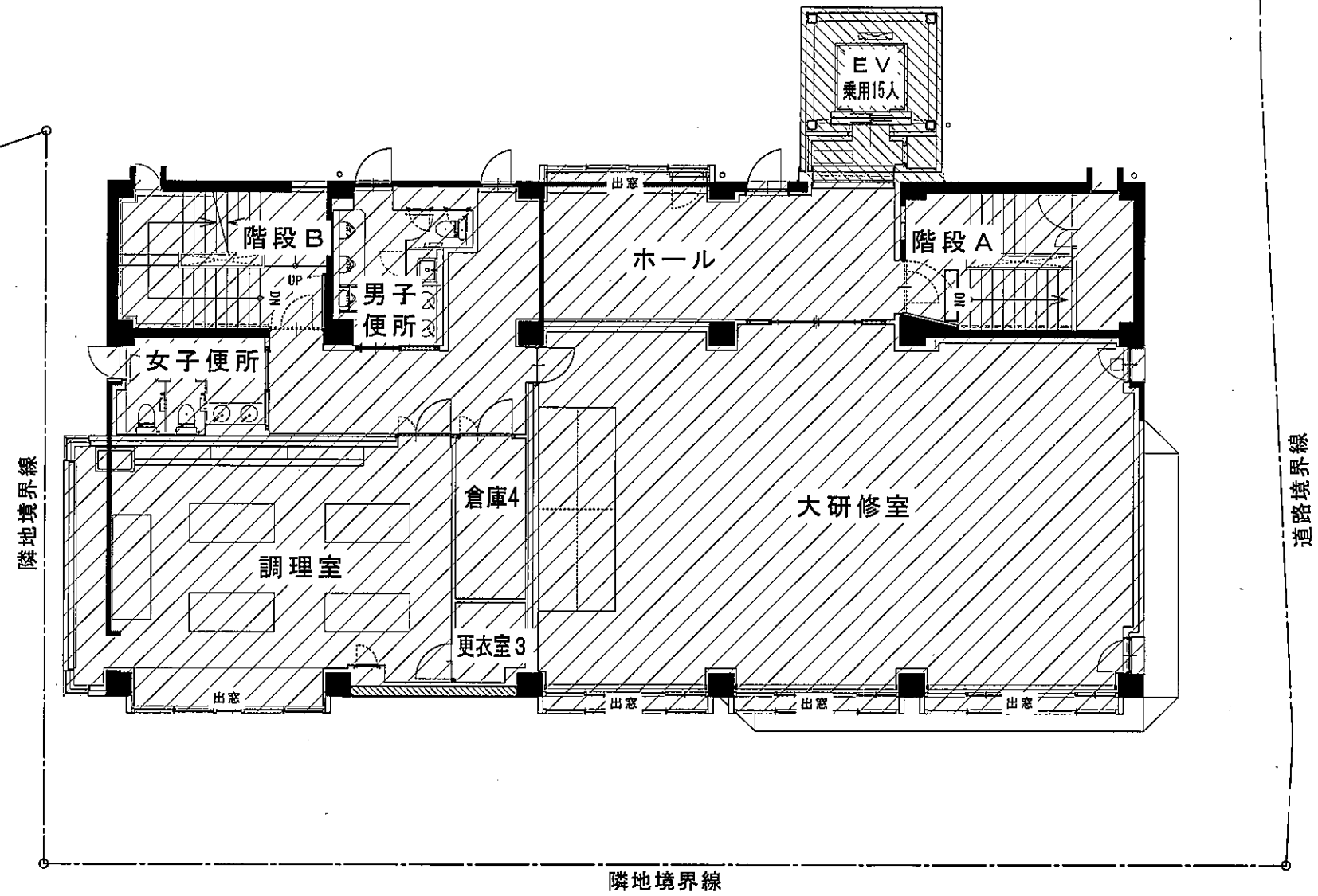
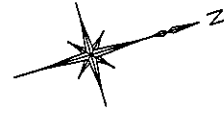


- ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■
- ・エレベーター棟増築
 - ・多目的便所新設
 - ・男子便所、女子便所改修
 - ・和室新設
 - ・給湯室新設
 - ・各部屋の床、壁及び天井の改修

- 凡例 —
- ▨ 耐震改修工事部分を示す。
 - ▧ リニューアル工事部分を示す。
 - 新築・増築工事部分を示す。



平良市民センター耐震改修・リニューアル工事
2階平面図

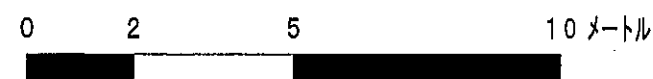


■ ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■

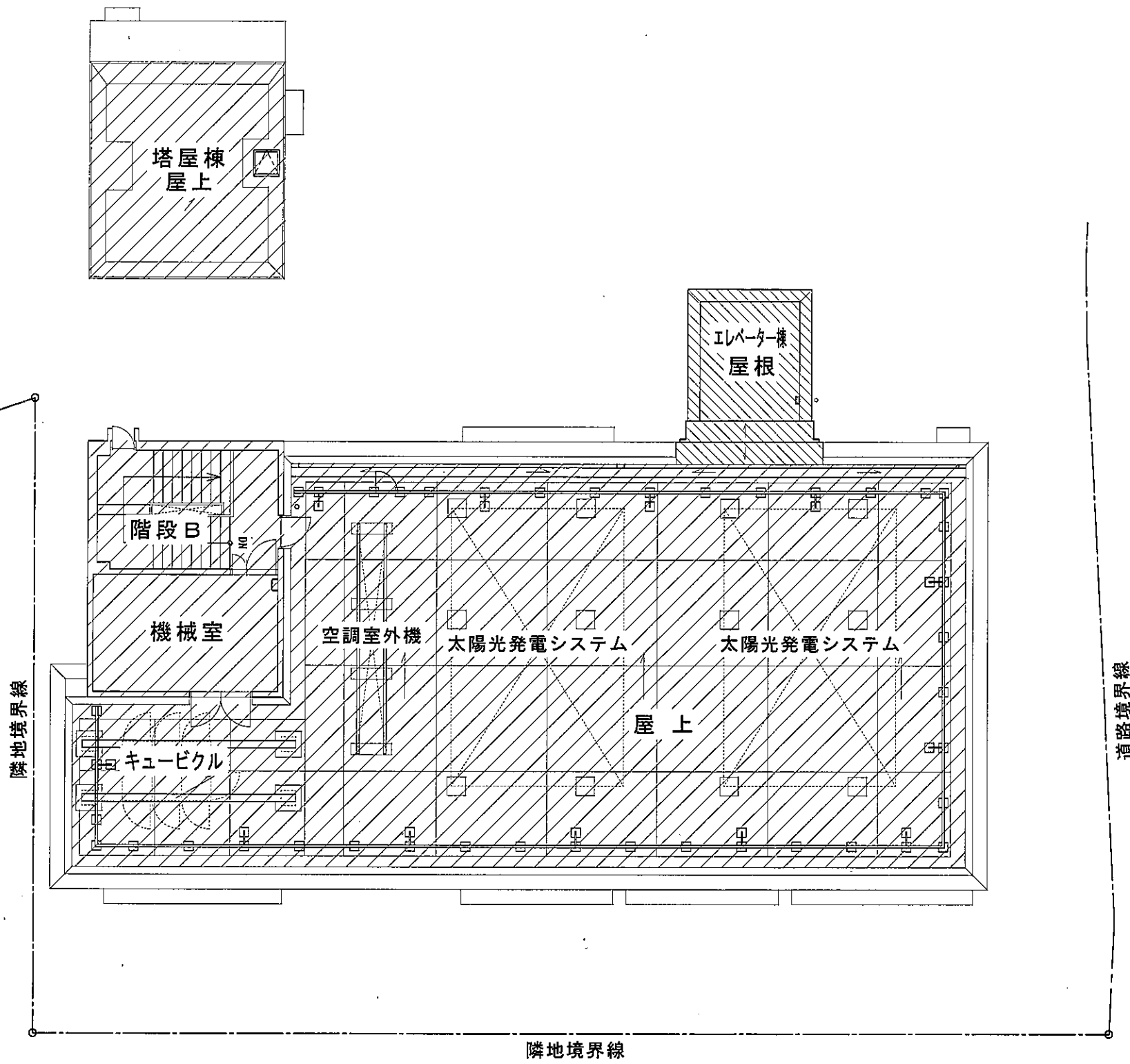
- ・エレベーター棟増築
- ・男子便所、女子便所改修
- ・更衣室新設
- ・倉庫新設
- ・各部屋の床、壁及び天井の改修

— 凡例 —

- ■ ■ 耐震改修工事部分を示す。
- ▨ リニューアル工事部分を示す。
- ▨ 新築・増築工事部分を示す。



平良市民センター耐震改修・リニューアル工事
3階平面図



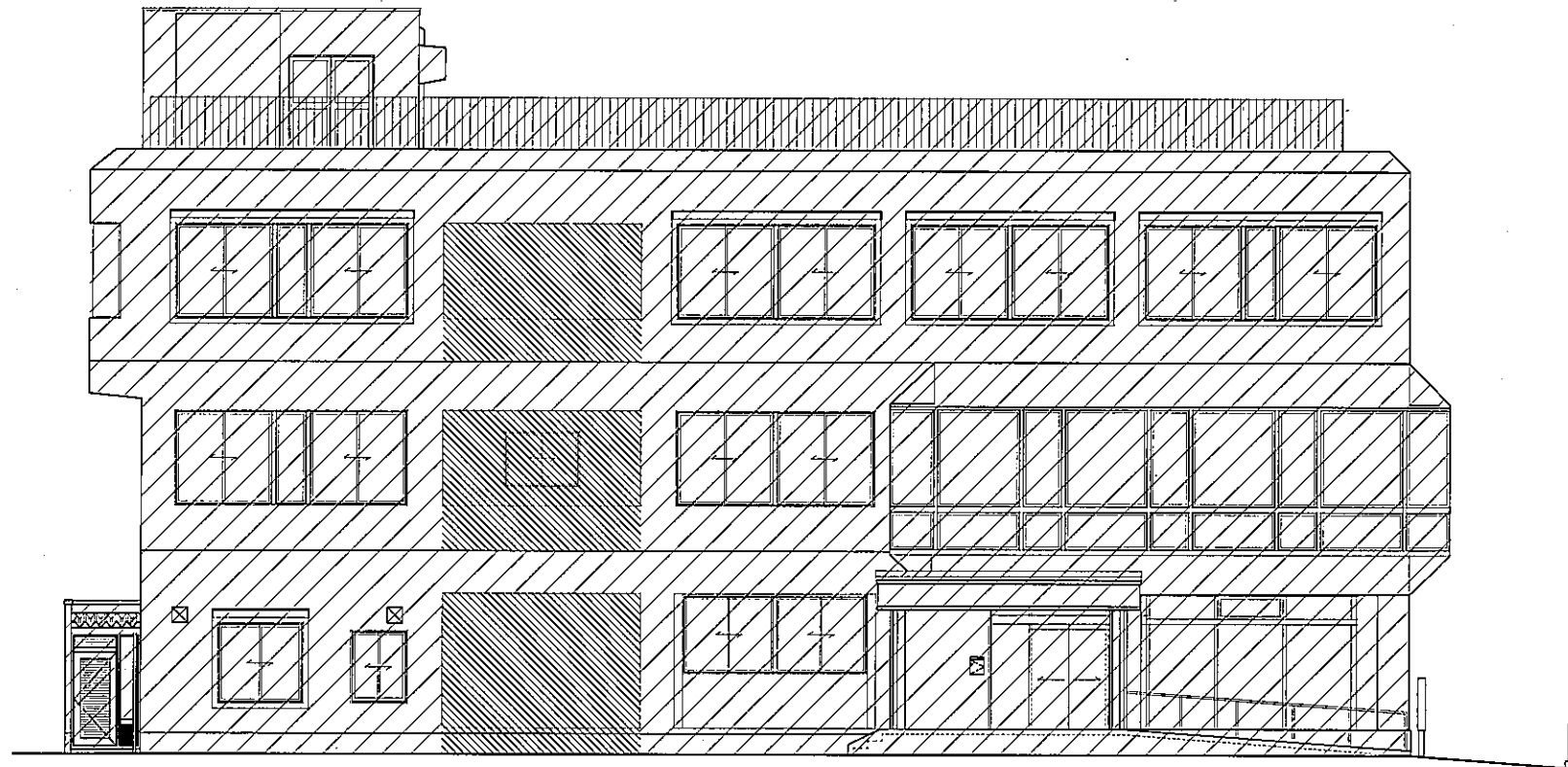
■ ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■
 ・ 屋上防水改修

— 凡例 —

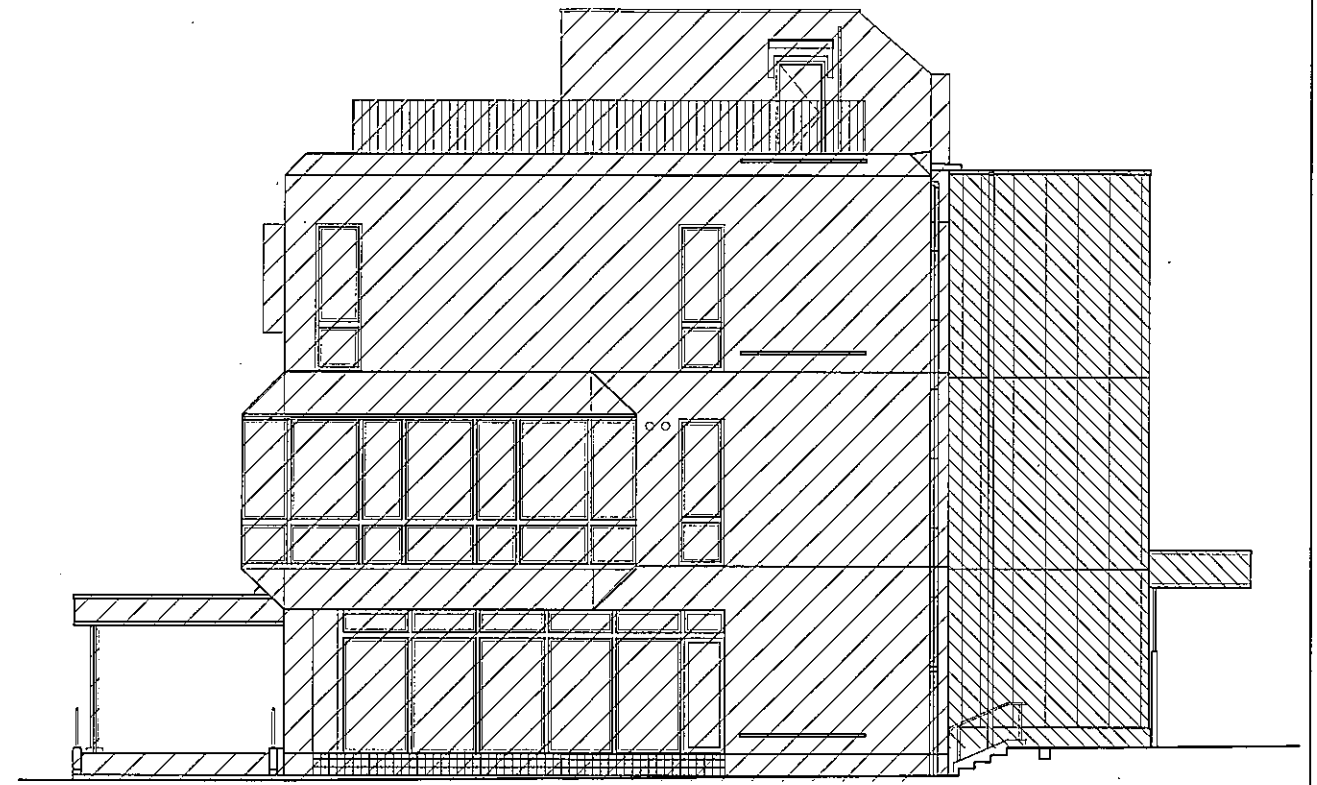
- リニューアル工事部分を示す。
- 増築工事部分を示す。



平良市民センター耐震改修・リニューアル工事
 屋上平面図



東側立面図



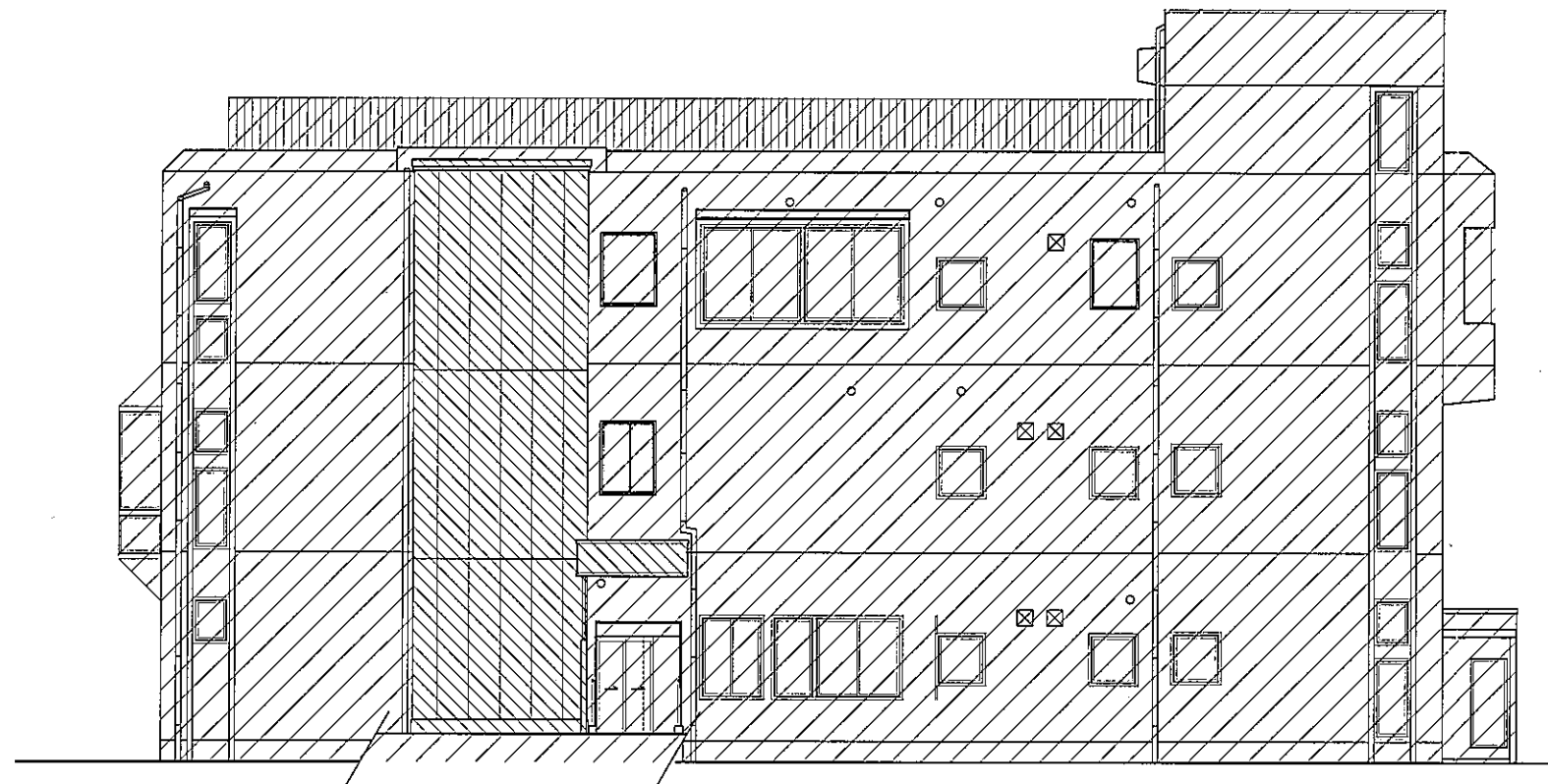
北側立面図

■ ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■

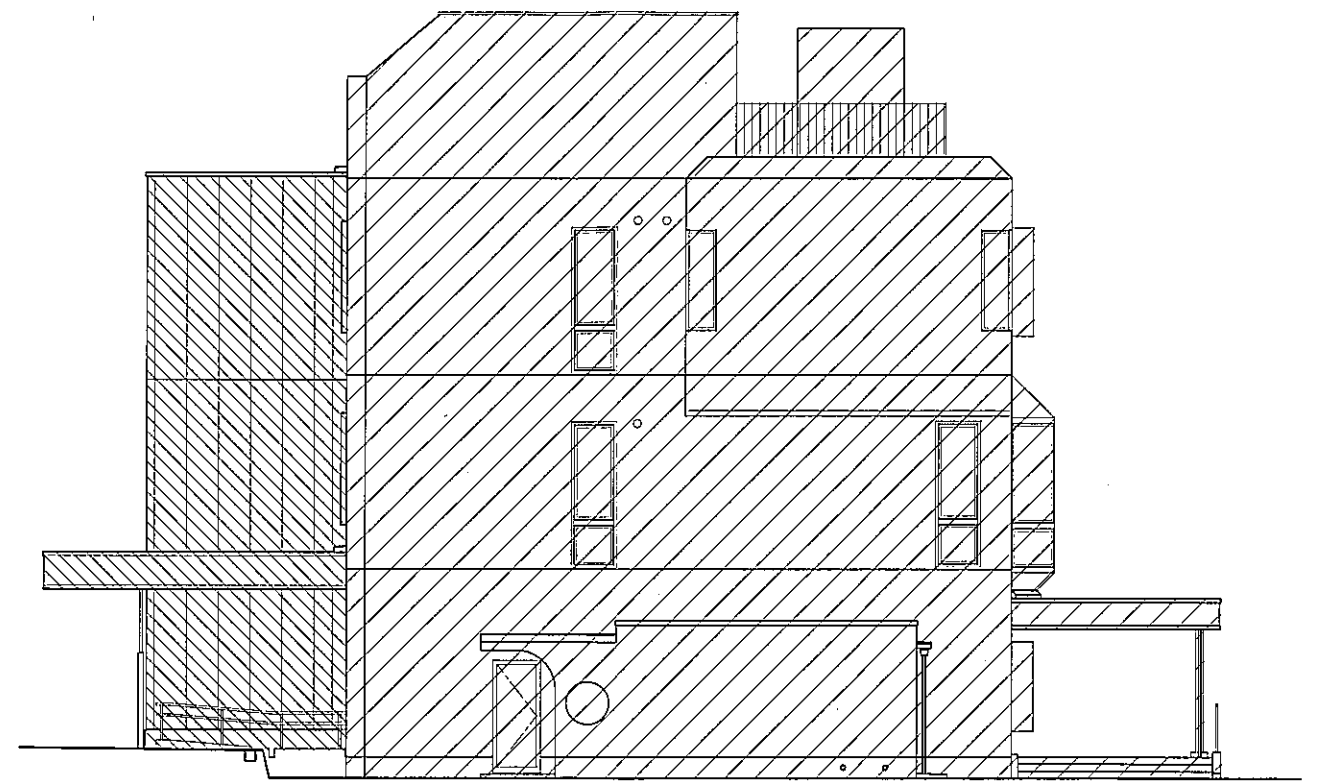
- ・ 外壁の明装工事
- ・ エレベーター新設
- ・ 玄関底改修
- ・ 駐車場側出入口底新設

— 凡例 —

- 耐震改修工事部分を示す。
- ▨ リニューアル工事部分を示す。
- ▨ 増築工事部分を示す。



西側立面図


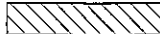


南側立面図

■ ■ ■ 主なリニューアル工事内容 ■ ■ ■

- ・ 外壁の明装工事
- ・ エレベーター新設
- ・ 玄関底改修
- ・ 駐車場側出入口底新設

— 凡例 —

- ・  リニューアル工事部分を示す。
- ・  増築工事部分を示す。



(議案第77号)

工事請負契約の締結について

(廃棄物対策課)

1 提案の要旨

廿日市市木材港南地内において施工する次期一般廃棄物処理施設建設
工事の請負契約を締結しようとするものである。

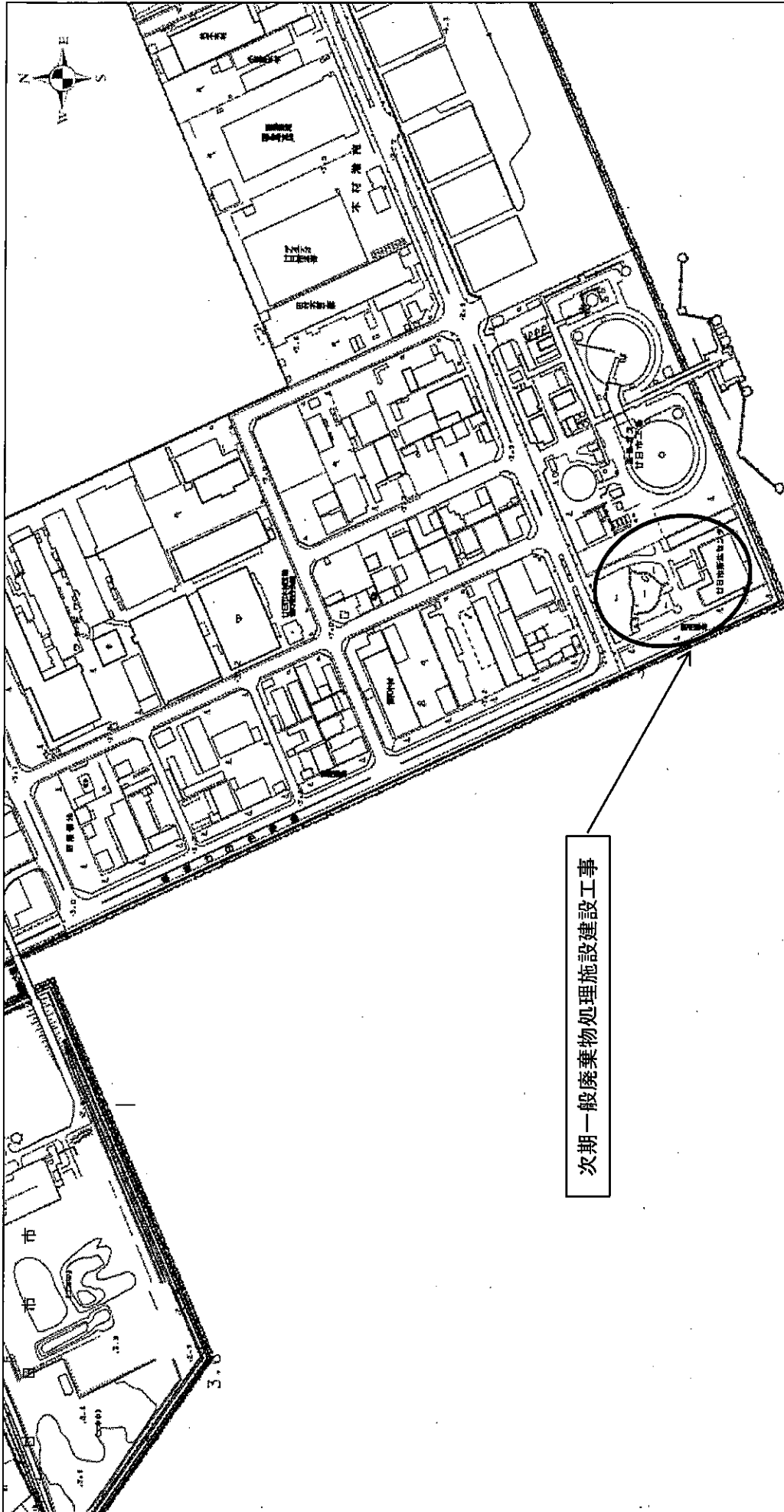
2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事
処理能力 1日(24時間) 150トン
粗大ごみ処理施設建設工事
処理能力 1日(5時間) 10トン
- (2) 請負金額 11,889,876,600円
- (3) 請負者 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号
株式会社 神鋼環境ソリューション
代表取締役 粕谷 強
- (4) 工期 議決の日の翌日から
平成31年3月31日まで

3 根拠法令

議案第76号説明書に同じ。

位置図



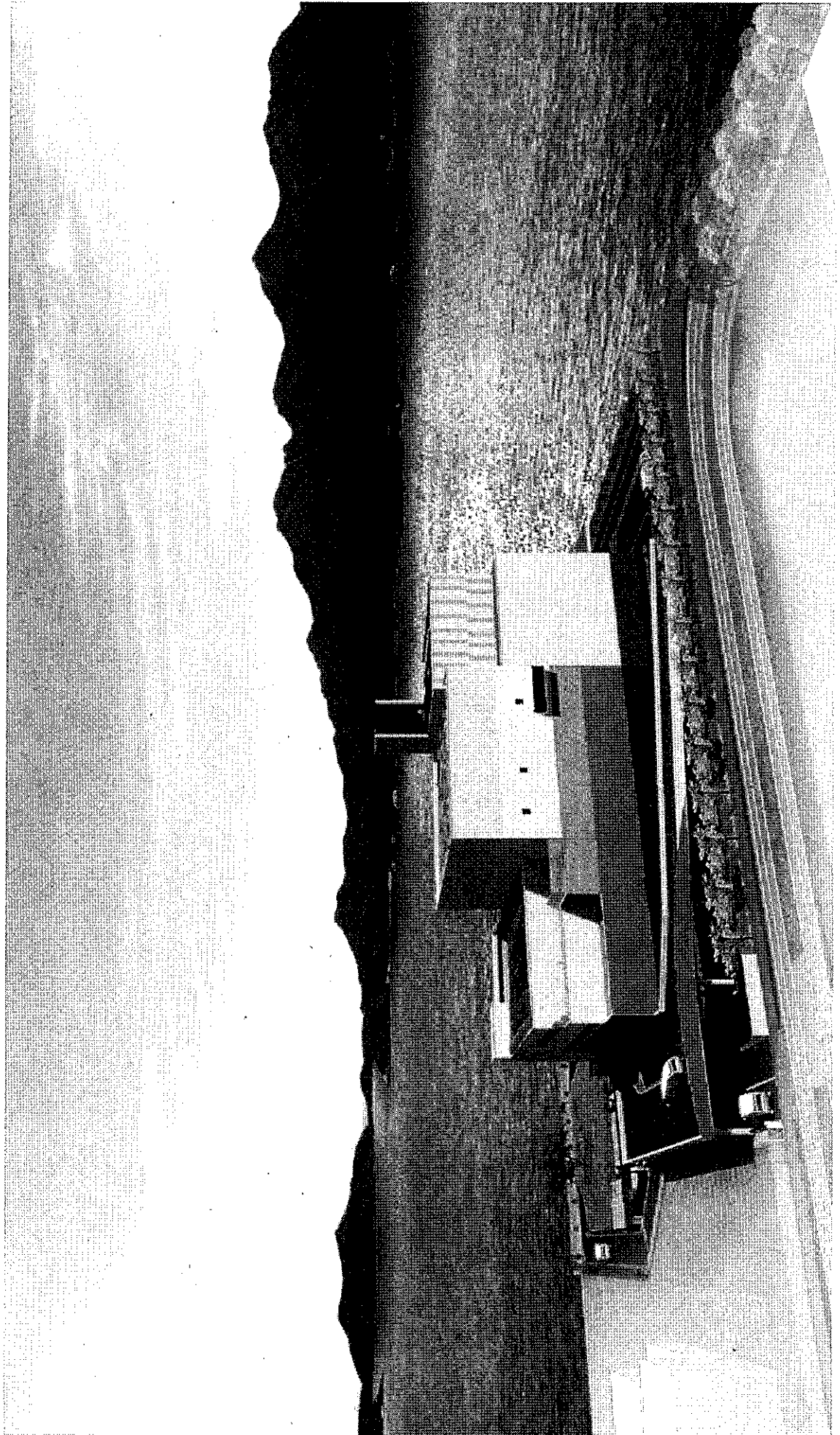
次期一般廃棄物処理施設建設工事

40メートル

1:5,000

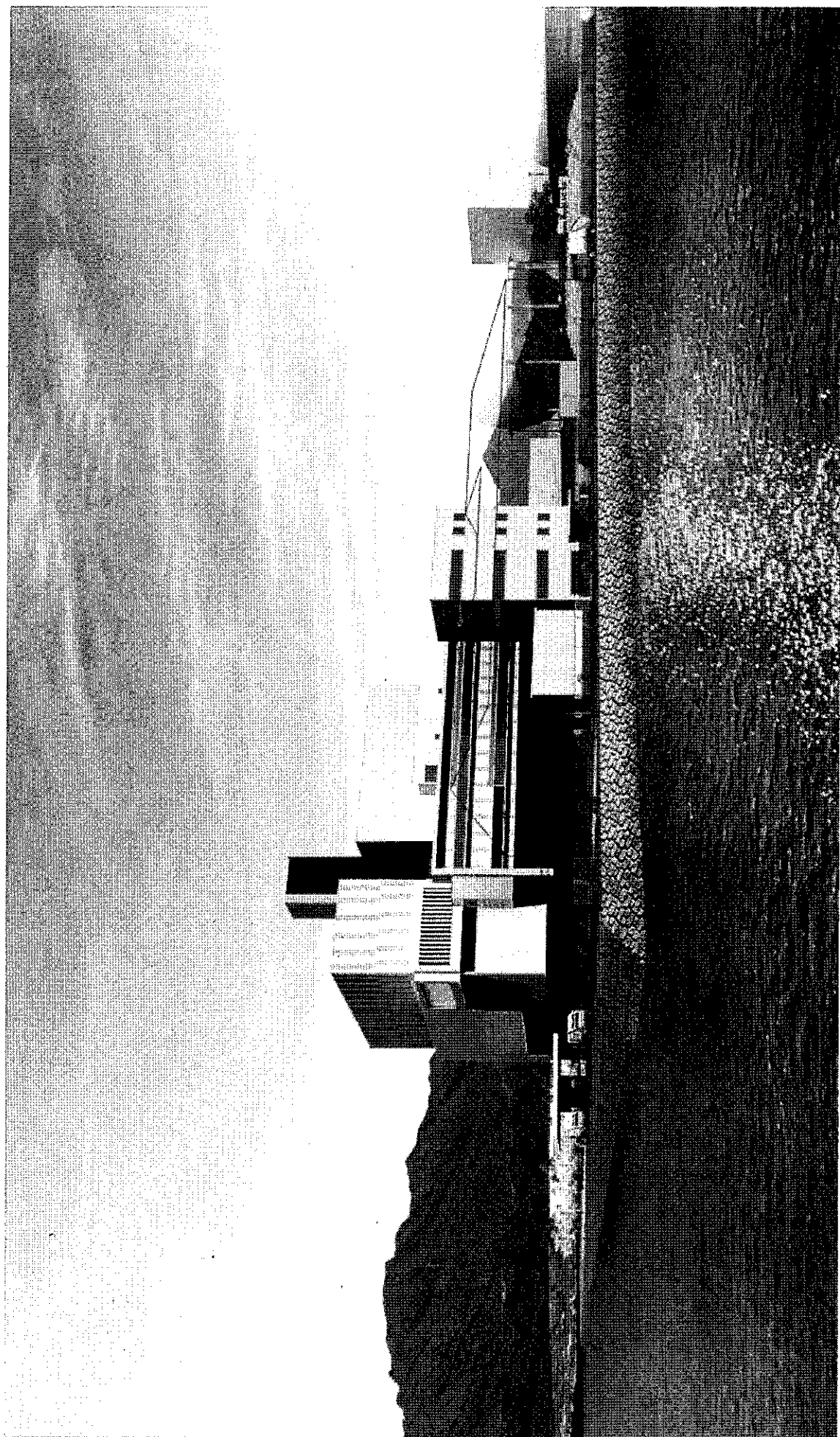
次期一般廃棄物処理施設建設工事 外観イメージ図

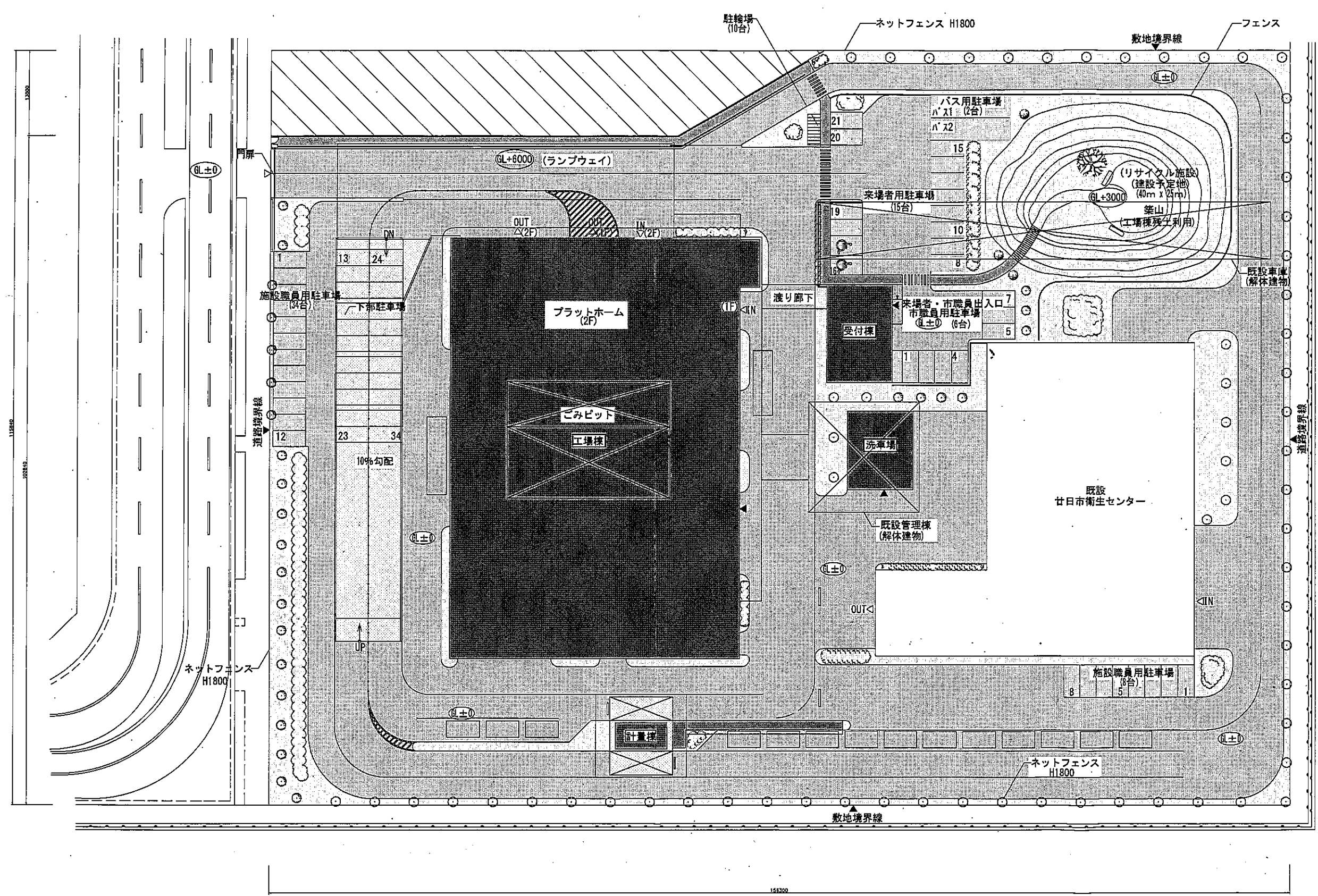
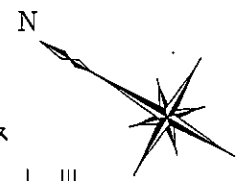
図-1



次期一般廃棄物処理施設建設工事 外観イメージ図

図-2

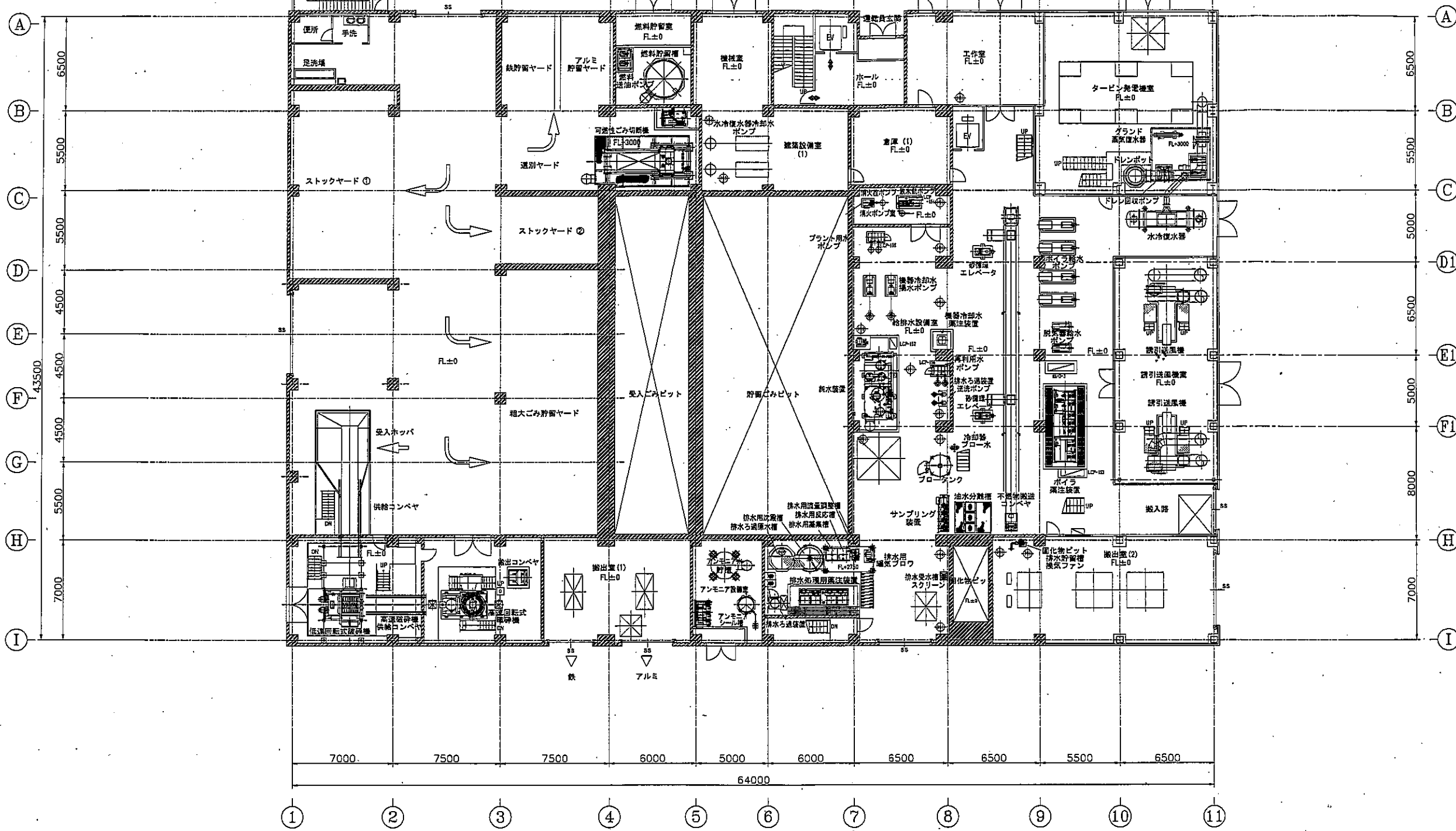
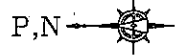




全体配置計画図 S=1/600

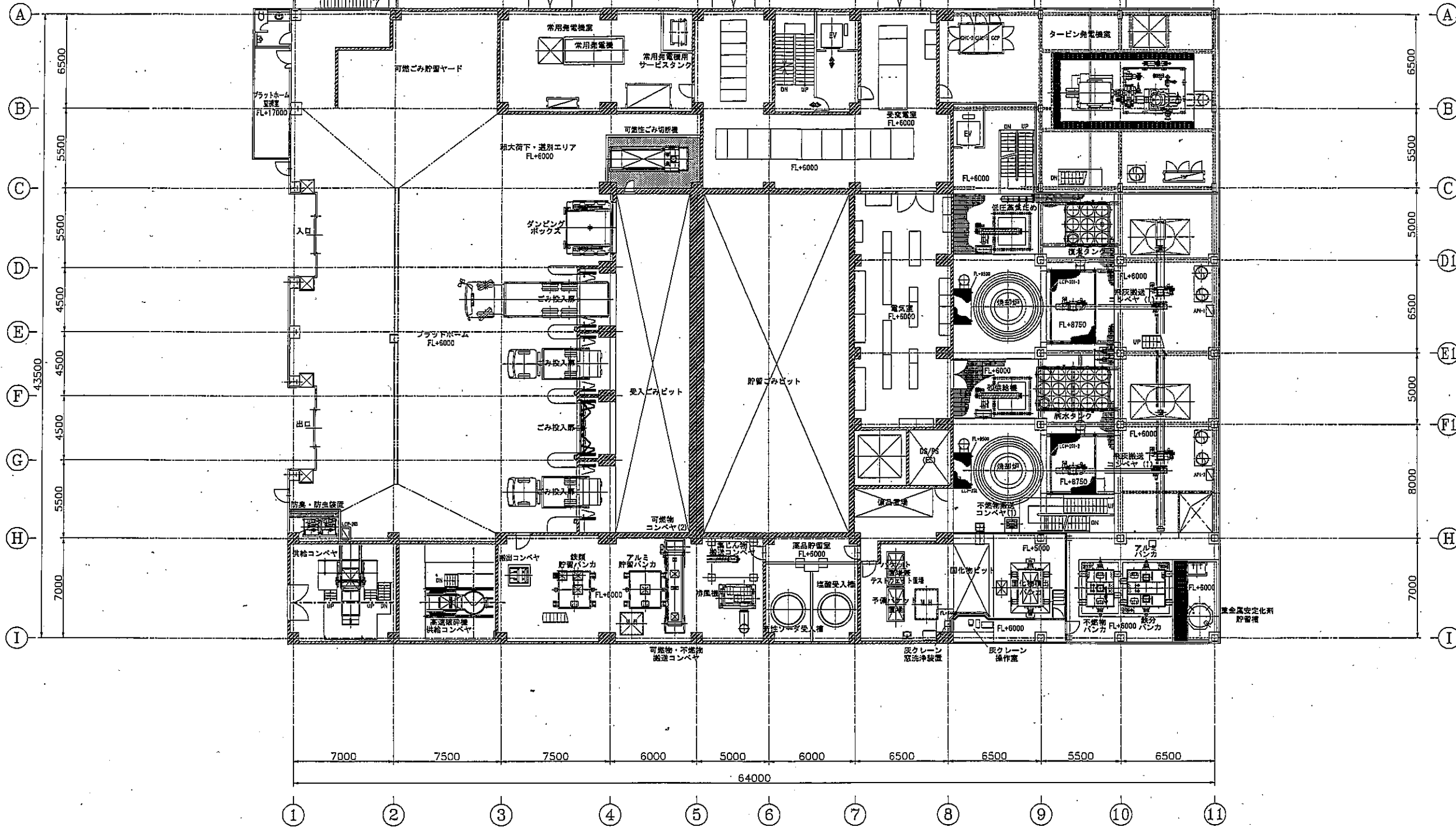
提案図

SCALE	TITLE
1/600	次期一般廃棄物処理施設建設工事 全体配置計画図



提案図

SCALE	TITLE
A3 : 1/300	次期一般廃棄物処理施設建設工事 機器配置図 1FL



提案図

SCALE
A3 : 1/300

TITLE
次期一般廃棄物処理施設建設工事
機器配置図 2FL

(議案第78号)

工事委託契約の締結について

(下水道課)

1 提案の要旨

廿日市市住吉一丁目14番5号において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設(住吉ポンプ場)建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設(住吉ポンプ場)建設工事

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

- (2) 委託金額 224,000,000円

- (3) 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

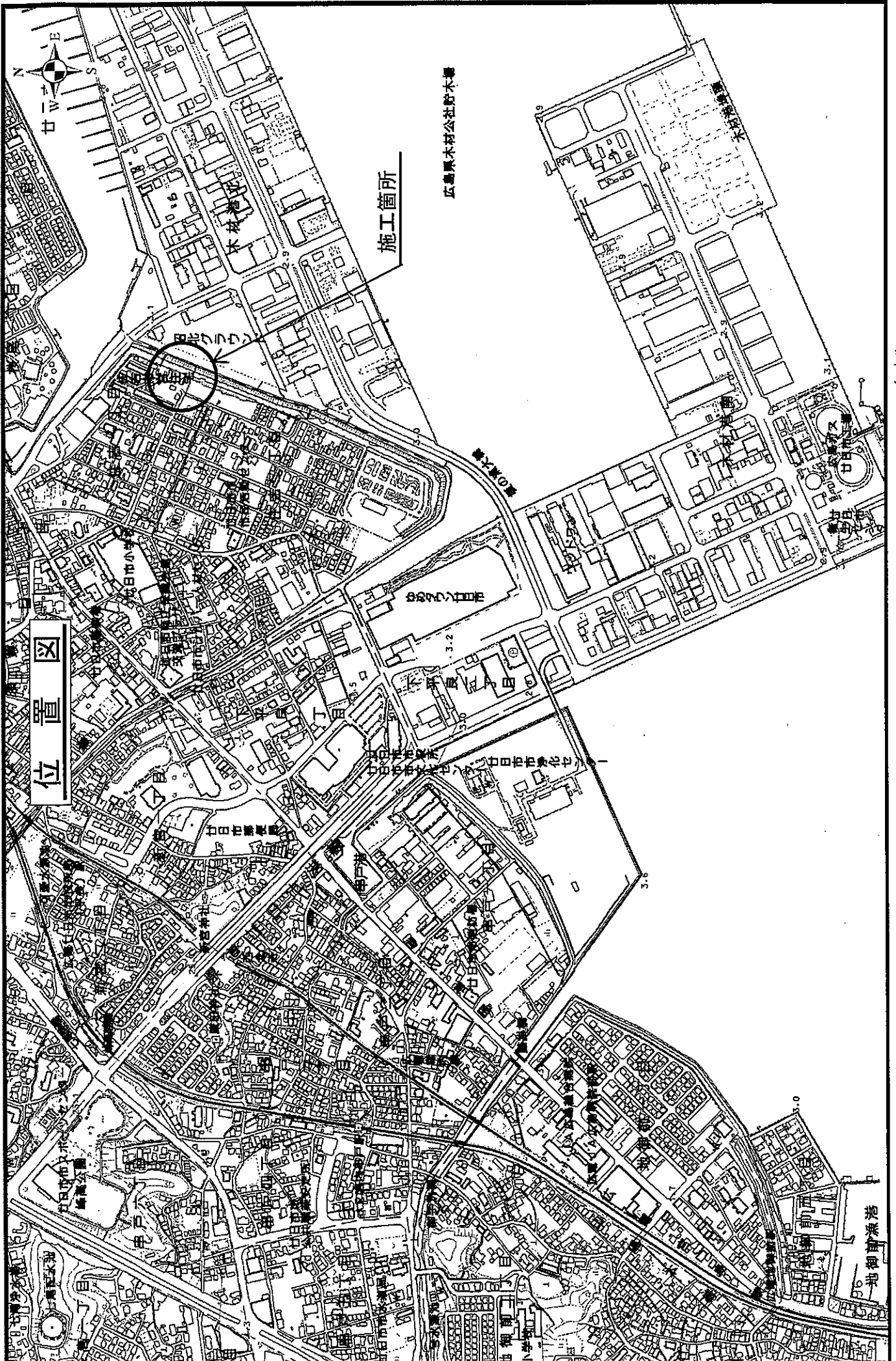
理事長 谷戸善彦

- (4) 工期 議決の日の翌日から

平成30年3月30日まで

3 根拠法令

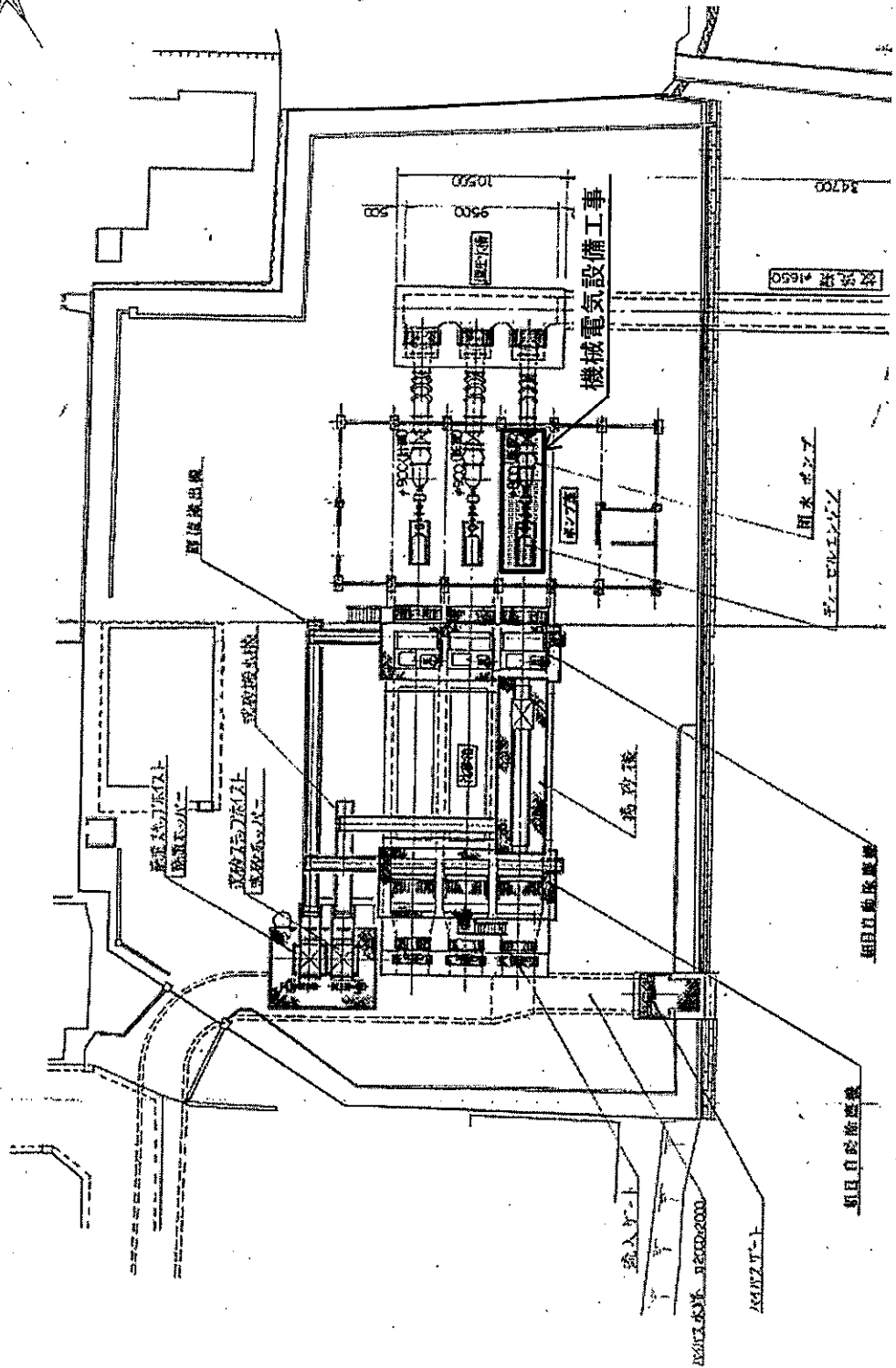
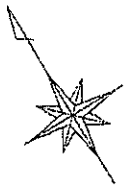
議案第76号説明書に同じ。



1:10,000

1:10,000

甘日市公共下水道根幹的施設(住吉ポンプ場)建設工事委託



(議案第79号)

工事委託契約の締結について

(下水道課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町1171番地3において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設(宮島水質管理センター)建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設(宮島水質管理センター)
建設工事

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

耐震補強工事 一式

(2) 委託金額 900,000,000円

(3) 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長 谷戸善彦

(4) 工期 議決の日の翌日から

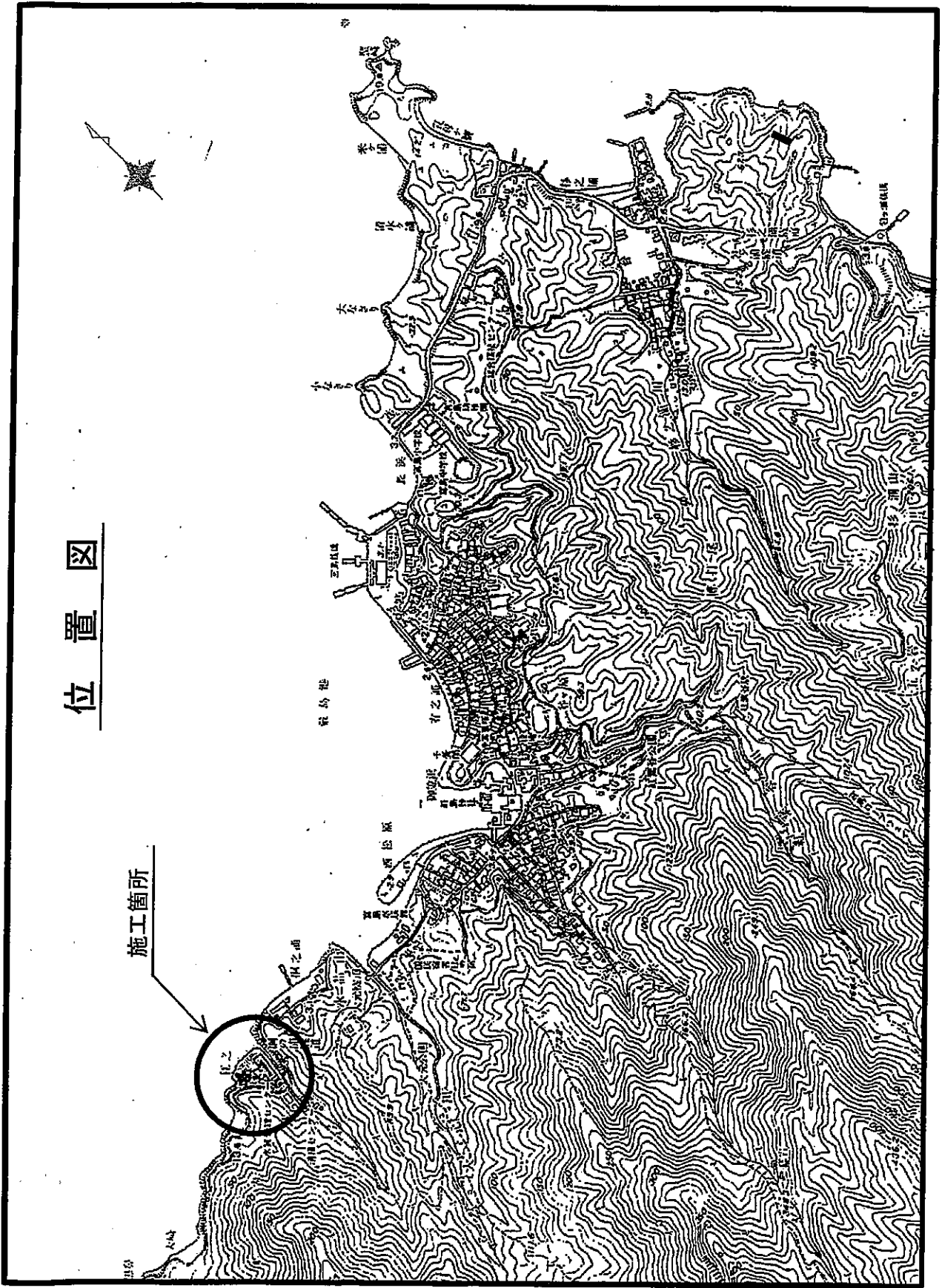
平成30年3月30日まで

3 根拠法令

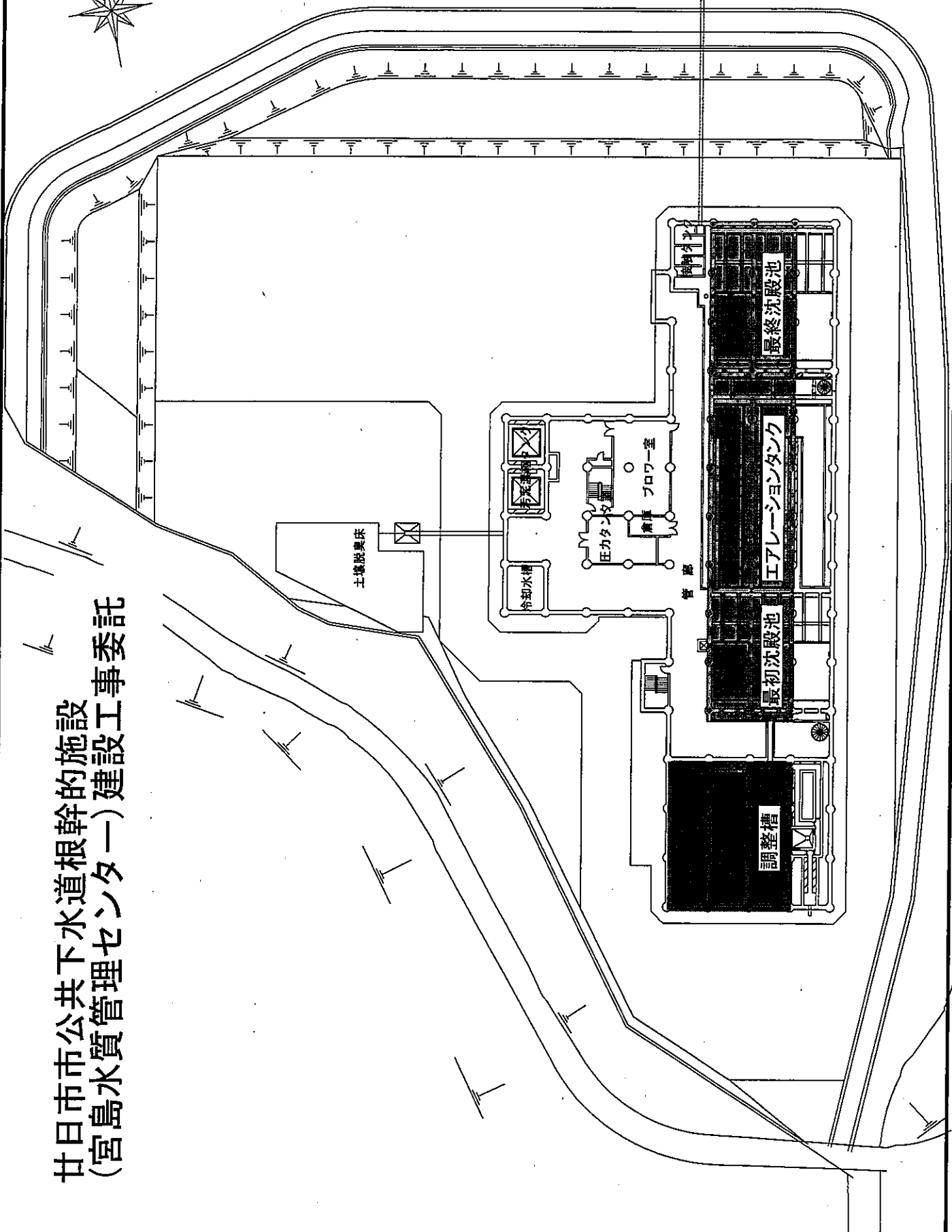
議案第76号説明書に同じ。

位置图

施工箇所



廿日市市公共下水道根幹的施設
 (宮島水質管理センター) 建設工事委託



(議案第80号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山田延弘委員及び木曾忠明委員は、平成28年7月2日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

木 曾 忠 明 (再任)

河 原 直 己 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 田 延 弘

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。